



学校健康診断情報のPHRの 推進に係る経緯について

令和4年1月26日

初等中等教育局 健康教育・食育課

学校における児童生徒等の健康診断について

1. 学校健康診断の目的と役割

- ✓ 学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、**子供の健康の保持増進を図る**ために実施するもの
- ✓ 学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて**疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する**という役割と、**学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる**という、大きく2つの役割がある

2. 学校健康診断の内容

※法：学校保健安全法 施行規則：学校保健安全法施行規則

- ✓ 学校では、**毎年4～6月の時期に年1回**健康診断が行われる（学校教育法第12条、法第13条、施行規則第5条）

児童生徒等の健康診断における検査項目（施行規則第6条）

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1 身長及び体重 | 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 2 栄養状態 | 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
並びに四肢の状態 | 8 結核の有無 |
| 4 視力及び聴力 | 9 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| | 11 その他の疾病及び異常の有無 |

※左記項目のほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査項目に加えることができる（施行規則第6条）

- ✓ **健康診断の結果は21日以内に本人や保護者に通知**され、その際に疾病又は異常の疑いが認められる場合は、学校は、医療機関への受診指示など**適切な事後措置**をとらなければならない（法第14条、施行規則第9条）
- ✓ 健康診断は学校医、学校歯科医が実施する（施行規則第22条及び第23条）

3. 関連諸規定

(1) 健康診断票の作成・送付

校長は、児童生徒等の健康診断を行ったときは、健康診断票を作成する（健康診断票に病歴や受診結果等は記載されない）
また、児童生徒が進学又は転学した場合は、健康診断票を進学先又は転学先の校長に送付する（施行規則第8条）

(2) 健康診断票の保存期間

児童生徒等の健康診断票は、5年間保存しなければならない（施行規則第8条）

自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み

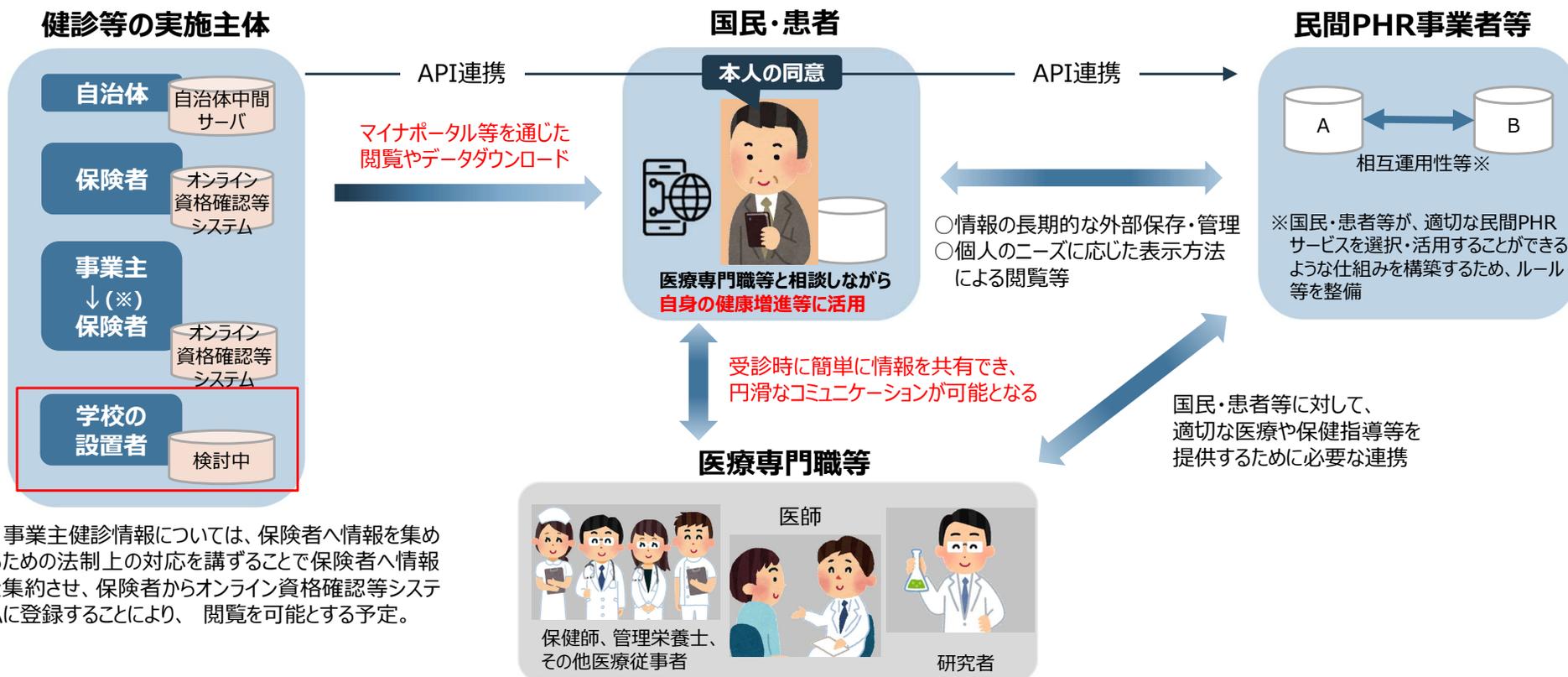
令和2年7月30日
厚生労働省 第7回データヘルス改革推進本部
資料1より（一部改変）

現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で閲覧・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



※ 事業主健診情報については、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることで保険者へ情報を集約させ、保険者からオンライン資格確認等システムに登録することにより、閲覧を可能とする予定。

各政府計画における記載

◆経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力 ～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（令和3年6月18日閣議決定）

医療・特定健診等の情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや民間PHRサービスの利活用も含めた**自身で閲覧・活用**できる仕組みについて、2022年度までに、**集中的な取組を進めること**（中略）など、**データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進する。**

※「データヘルス改革に関する工程表」（令和3年6月4日厚生労働省）は別資料を参照。

◆成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

- 個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、**PHR（Personal Health Record）を引き続き推進する。**
- **マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について**、予防接種歴、乳幼児健診等情報に加え、特定健診情報は遅くとも2021年10月までに、薬剤情報についても同月から開始することを目指す。**その他の健診・検診情報については、2020年夏に策定した「データヘルス集中改革プラン」に基づき、地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。**

◆デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

- **マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組み**について、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報については（中略）**学校健診（令和4年度（2022年度）以降早期～）（中略）等に対象となる情報を拡大するため、必要な法制上の対応やシステム改修を行う。**

学校健康診断結果の標準的な電磁的記録様式（標準様式）の作成

1 背景

- 学校健康診断（学校健診）の結果については、電子データで保存している学校、紙媒体で保存している学校など**実態は様々**
- 一方で、
 - ✓ 政府方針において、**PHRの推進**や**学校健診データの電子化の促進**が明記（骨太の方針2019、成長戦略フォローアップ）
 - ✓ 令和2年2月、健康診査等指針が改正され、健康診査等の結果の写しの提供が予定されている場合には、**原則、その結果等を標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努める**ことが明記（学校健診も同指針の対象）
 - ✓ 今後の教育データの利活用を見据えて、**学校健診データの利便性向上**を図る必要性

➡ 健診結果を継続的に蓄積・共有するためには、**相互互換性のある標準的な電磁的記録を定めて活用していく体制が必要**

2 標準様式案の作成

- ✓ **令和2年度**、委託事業により、**学校健康診断結果の電磁的記録の標準的な様式（標準様式）の原案を作成**
- ✓ 作成に当たっての主な観点は次のとおり
 - ・ 先行して電磁的に提供する**乳幼児健診と特定健診の標準様式に配慮**
 - ・ 学校健康診断結果が本人のものであることを同定して管理できるよう、新たに「**学校健康診断ID**」を児童生徒に付番する方法を採用
 - ・ ISO規格やICD10^(※)など、**国際標準や業界標準がある場合は可能な限り参照**

(※) 疾病及び関連保健問題の国際統計分類（国際疾病分類）第10版

<標準様式案のイメージ>

項目	論理名	物理名	説明	データ型	Byte	主キー	空白値を許容	初期値	備考
1	学校健診ID			X	20	○	しない	NULL	
2	学校コード		文部科学省設定の学校コード (外部参照)	X	13		しない	NULL	
3	児童生徒ID			X	20		しない	NULL	
4	生年月日		YYYY-MM-DD	X	10		しない	NULL	
5	性別		「性別コード」参照	X	1		しない	NULL	
6	氏名			VCHAR	80		しない	NULL	

3 今後の活用方針

- ✓ 作成した標準様式案については、令和3年度の実証事業で活用中
- ✓ **PHRの実現や教育データ利活用に向けて**、「文部科学省教育データ標準」への位置づけや、統合型校務支援システムの多くが準拠している「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」（APPLIC標準）との調整、学校設置者への周知を図るなどにより、**学校健康診断結果の様式の標準化を図っていく**予定

趣旨・背景

個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、政府全体でPHR (Personal Health Record) を推進する方針が決定されている。

乳幼児健診についてはすでにマイナポータルでの閲覧がスタートしており、学校健康診断についても早急に仕組みを構築することが必要。

PHR (Personal Health Record)

生まれてから学校、職場など、生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握する仕組み。

乳幼児健診 **学校健診** 事業主健診 特定健診

事業内容

学校健康診断情報を活用してPHRを実現するための課題について実証研究を実施する。

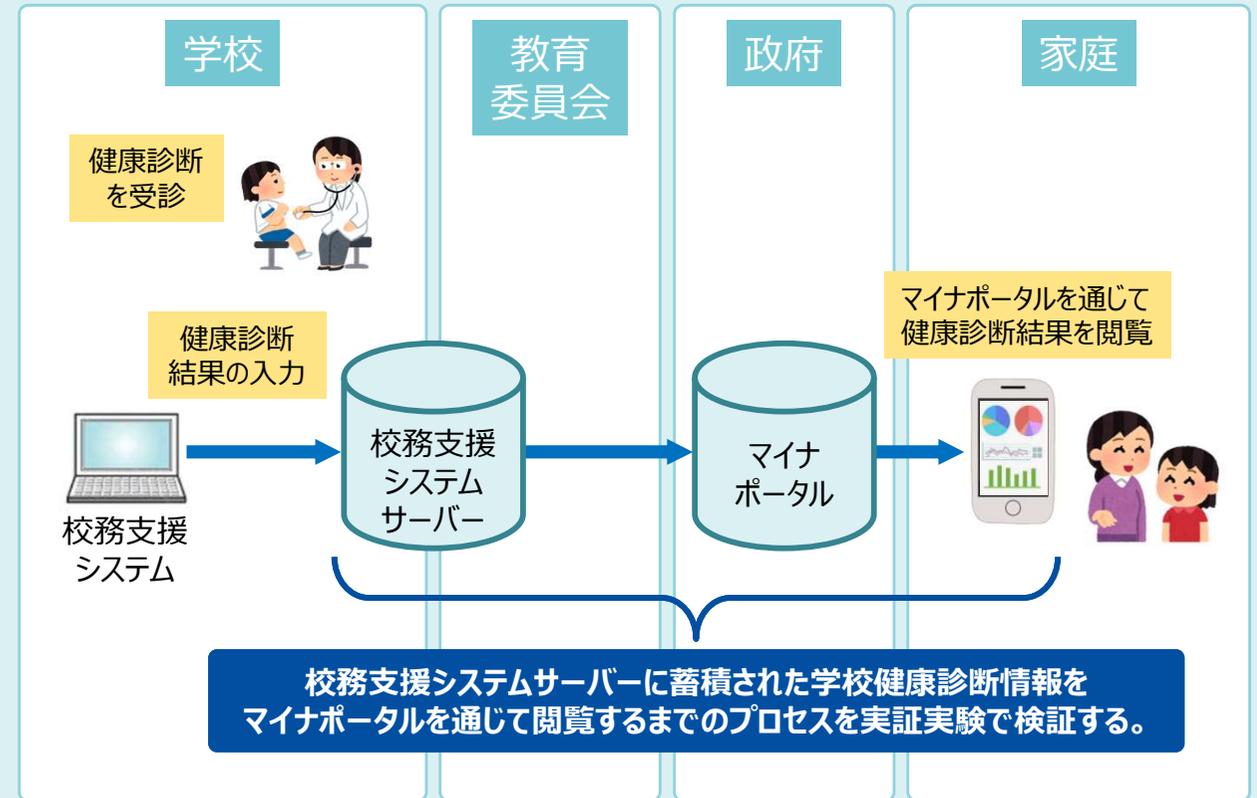
- 各学校が入力する学校健康診断情報のデータを「健康診断データベース」に転送するための仕様や技術的要件を検証する。
- 校務支援システムに蓄積された健康診断情報を、個人の健康の記録として各家庭がマイナポータル等を通じて閲覧するために必要な技術的要件・課題について検証する。

箇所数・単価 1箇所 155百万円程度

委託先 研究機関

委託対象経費 人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費 等

実施イメージ



成果

マイナポータル等を通じて児童生徒等の既往歴や現在の健康状態をいつでもどこでも本人や家族が確認することができること等により、感染症が疑われる際にもそれを用いた医療者との正確なコミュニケーションが可能となる。

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

4億円
2億円



趣旨・背景

- ✓ 個人の健診情報や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、生活習慣の改善や必要に応じた受診、医療現場での円滑なコミュニケーションに役立てるため、**政府全体でPHR (Personal Health Record) を推進する方針**
- ✓ 乳幼児健診では既にマイナポータルを通じた閲覧がスタートしており、学校健康診断 (学校健診) についても早急な仕組みの構築が必要
- ✓ 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和4年度中に学校健診情報を電子化し、他の健診情報と一覧性を持って提供できるよう取組を推進**

事業内容

1 校務支援システム導入校におけるPHRの推進

校務支援システム導入済の学校においてPHRを本格的に実施するため、**学校健診情報を保管するPHRサーバーを構築**

2 校務支援システム未導入校における学校健康診断情報の電子化等に係る調査研究

校務支援システム未導入の学校においてもPHRを実現するため、**未導入校における健診情報の電子化及びPHRサーバーへのアップロードに係る調査研究**を実施

3 大学等における学校健康診断項目の標準化に係る調査研究

大学等においてPHRを効果的に実現するため、各学校でばらつきがある**大学等の健診項目の実態を把握**するとともに、**健診項目の標準化に係る調査研究**を実施

箇所数・単価

1箇所 371百万円

委託先

民間事業者等

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

成果

- ✓ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)など政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りつつ、**学校健診について効率的・効果的なPHRを実現**
- ✓ 学校健診情報を本人や家族が時系列で簡単に確認できることにより、**日常生活における個人の行動変容や健康増進**につながる
- ✓ 病院等の医療現場で学校健診情報を提供することにより、**医師等との円滑なコミュニケーションが可能となり、より適切な治療が期待**できる

実施イメージ

